

福利事業

給付金

慶弔見舞金等を支給しています。

給付金の種類

資格取得（就職）から資格喪失（退職）まで、会員期間やライフイベントに沿った12種類の給付金があります。

 結婚した	結婚祝金
 病气やけがで 入院・通院した	傷病見舞金 家族傷病見舞金
 子どもが生まれた	出産祝金
 長期療養した	長期療養会員見舞金
 子どもが入学した	入学祝金
 節目を迎えた	永年在会祝金
 不幸があった	弔慰金 家族弔慰金
 会員でなくなった	せん別金 会員特別給付金
 災害にあった	非常災害見舞金

請求手続き

各給付金の請求書に必要な書類を添付し、所属所長を通じて請求してください。

- ※ いずれの給付金についても遺族が請求する場合は、遺族の順位を証明する書類を添付してください。
- ※ 二つ以上の給付金を同時に請求される場合は、それぞれに必要な書類を添付してください。

請求期限は **2年間**

給付の請求権は、その原因である事実が発生した日の翌日から2年以内に請求していただかないと時効により消滅します。

支給方法及び支給日

支給の可否を決定し、毎月**15日**及び**末日**に、請求書記載の口座へ振り込みます。

- ※ 支給日が金融機関の休日に当たるときは、その日前において最も近い金融機関の休日でない日となります。

受取金融機関

指定可能な受取金融機関は、以下の金融機関の本・支店です。

銀行法に規定する銀行／労働金庫法に規定する労働金庫／信用金庫法に規定する信用金庫／中小企業等協同組合法に規定する信用協同組合／農業協同組合法に規定する農業協同組合連合会及び農業協同組合／農林中央金庫法に規定する農林中央金庫／商工組合中央金庫法に規定する商工組合中央金庫／長期信用銀行法に規定する長期信用銀行

入院を伴う治療を受けたとき

傷病見舞金

家族傷病見舞金

会員（会員の扶養家族）が病気又は疾病等により入院を伴う治療を受けたとき、当該疾病等に伴う一連の治療に係る入院日数及び通院回数に応じて、傷病見舞金（家族傷病見舞金）を支給します。

※「一連の治療」には、他の疾病等を併発した場合を含みます。

① 次 の 算 出 方 法 に よ り 算 出 し た 額〔 上 限 100,000 円 〕

$$\begin{array}{|c|} \hline 5,000 \text{ 円} \\ \times \\ \text{入院日数} \text{ 上限なし} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline 3,000 \text{ 円} \\ \times \\ \text{通院回数} \text{ 上限3回} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{会員本人の場合} \quad 10,000 \text{ 円} \\ \text{扶養家族の場合} \quad 5,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array}$$

例 会員が病気で2回通院した後、6日間入院した。退院後、治療終了まで通院が2回あった。

$$\begin{array}{|c|} \hline 5,000 \text{ 円} \\ \times \\ \text{入院日数} \quad 6 \text{ 日} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline 3,000 \text{ 円} \\ \times \\ \text{通院回数} \quad 3 \text{ 回} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{会員本人の場合} \quad 10,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array} = 49,000 \text{ 円}$$

② 傷病見舞金・家族傷病見舞金請求書〔様式給第1号〕

③ 医師等の診断書・入院の日数及び通院の回数を確認できる書類

例

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{医師等の診断書} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{入院の領収書} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{外来の領収書} \\ \hline \end{array}$$

- ※ 入院日数及び通院回数を確認できる書類は、領収書等を提出してください。
- ※ 退院日以降に発行された診断書に入院期間・通院日の記載があれば、領収書の添付は不要です。
- ※ 医療福祉費支給制度により領収書で入院期間・通院回数を確認できないときは、診療明細書などを添付してください。
- ※ 保険診療のみ対象となります。

④ 同じ病気で再入院・通院した場合

同一の原因により前回の入院の退院日又は最終の通院日の翌日から180日以内に開始した入院又は通院に係る傷病見舞金は、支給しません。

※ 180日経過後の治療分は支給対象となります。

⑤ 入院の定義

入院とは、医師等による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため所定の病院又は診療所に入り、常に医師等の管理下で治療に専念することをいいます。

対象外
の入院 美容上の処置・病気を直接の原因としない不妊手術・正常な分娩・人間ドック検査・治療を伴わない検査入院・自宅での治療又は通院による治療が可能であるにもかかわらず入院している場合

特定損傷に伴う通院治療を受けたとき



傷病見舞金

家族傷病見舞金

会員（会員の扶養家族）が、入院を伴う治療を要しないが不慮の事故により次に掲げる特定損傷に伴う治療を受けたとき、当該特定損傷を負うこととなった不慮の事故に起因する一連の治療に係る通院回数に応じて、傷病見舞金（家族傷病見舞金）を支給します。

※「一連の治療」には、他の疾病等を併発した場合を含みます。

① 次の算出方法により算出した額〔上限 100,000 円〕

$$\begin{array}{|c|} \hline 3,000 \text{ 円} \\ \times \\ \text{通院回数} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{会員本人の場合} \quad 10,000 \text{ 円} \\ \text{扶養家族の場合} \quad 5,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array}$$

※ 通院回数は、1日の通院に係る自己負担額が3,000円以上のものを1回とします。

※ 自己負担額が3,000円未満の通院があるときは、3,000円未満の通院に係る自己負担額の合計を3,000円で除して得た数（小数点以下切り捨て）を通院回数に含めます。

② 傷病見舞金・家族傷病見舞金請求書〔様式給第1号〕

③ 医師等の診断書・通院の回数を確認できる書類

例

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{医師等の診断書} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{外来の領収書} \\ \hline \end{array}$$

※ 通院回数を確認できる書類は、領収書等を提出してください。

※ 保険診療のみ対象となります。

④ 請求後に同じ病気で通院した場合

同一の原因により前回の最終の通院日の翌日から180日以内に開始した通院に係る傷病見舞金は、支給しません。

※ 180日経過後の治療分は支給対象となります。

⑤ 特定損傷の定義

骨折	骨組織の連絡が部分的あるいは完全に離断された状態 (変形治癒、偽関節、病的または特発骨折を除く。)
関節脱臼	関節面の生理的な相互関係が失われた状態 (先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼を除く。)
腱の断裂	腱が断裂した状態のうち、ギブスもしくはシーネによる固定または腱形成術を要するもの (疾病を原因とするものを除く。) ※ 腱形成術には腱の移植術、移行術、交換術および縫合術を含む。
熱傷	熱により生体の組織が損傷され、次のいずれかに該当する状態 ① 深達性II度熱傷 真皮層の深部まで障害された状態（直径2cm未満を除く。） ② III度熱傷 皮膚全層ならびに皮下組織まで障害された状態（直径2cm未満を除く。）
永久歯の喪失	歯（第三大臼歯（親しらず）、過剰歯及び乳歯を除く。）の根元から全体を永久に喪失した状態 (疾病またはそしやく行為を原因としたものを除く。) ※ 医師の判断で行われた抜歯治療により永久に喪失した状態を含む。

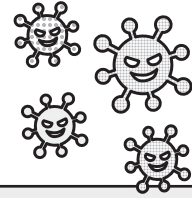
不慮の事故（急激かつ偶発的な外来の事故）に起因するものに限ります

疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

新型コロナウイルス感染症について

傷病見舞金

家族傷病見舞金



Q 新型コロナウイルスに感染しました。傷病見舞金を請求できますか？

A ご請求いただけます。
宿泊施設や自宅療養を含む入院期間が対象となります。

抜粋 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う傷病見舞金等の支給に関する特別の取扱いについて (令和3年2月19日制定)

特別の取扱い

次の場合にあっては、臨時施設等で療養した期間についても入院とみなし、当該期間を入院日数に含めることとし、傷病見舞金等を支給することとする。

- 1 新型コロナウイルス感染症に感染し、医療機関が満床等の理由で入院できず、臨時施設等において入院と同等の療養をした場合
- 2 新型コロナウイルス感染症に感染して医療機関に入院し、医療機関が満床等の理由で退院予定日が早まり、臨時施設等において入院と同等の療養をした場合

傷病見舞金等の対象期間

- 1 傷病見舞金等の支給に係る対象期間は、次のとおりとする。
 - ①陽性判明日から厚生労働省等の定める宿泊療養・自宅療養の解除基準日までの期間
 - ②医療機関への入院期間がある場合は、当該期間と宿泊療養・自宅療養の解除基準日までの期間を合算した期間
- 2 検査待ちによる臨時施設等での隔離、待機の期間は、対象期間に含まないものとする。

傷病見舞金請求書に添付する確認書類

当該特別の取扱いをするにあたっての確認書類は、次のとおりとする。

- 1 陽性判明日及び宿泊療養をした期間又は自宅療養をした期間が確認できる書類として、医師、病院若しくは診療所、自治体又は保健所等の担当者が証明したものとする。
「宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）」等
- 2 医療機関への入院期間がある場合は、前記 1 のほか、当該入院期間が確認できる書類として、医療機関が発行する領収書等とする。
なお、この場合にあって、医師等の診断書は不要とする。

よくあるご質問 傷病見舞金・家族傷病見舞金

Q

通院治療を受けたが
対象になるか知りたい



A

特別損傷に該当するか
ご確認ください

前ページまたは請求書裏面に記載の「特定損傷の定義」により医師に確認をお願いします。

Q

診断書の代わりに
退院証明書でもOK?



A

使用していただけます

掲載項目が要件を満たしていればOKです。確認のため事前にご連絡をお願いします。

Q

診断書発行の領収書は
通院回数に加算できる？



A

できません

保険診療分が対象になりますので、診断書発行のみの領収書は無効となります。

Q

日帰り入院も
対象になる？



A

対象になります

ただし入院であったことが診断書のなかで証明されている場合に限りです。

結婚したとき



結婚祝金

会員が結婚したとき、結婚祝金を支給します。

- ※ 事実上婚姻関係と同様の事情に入ったときを含みます。
- ※ 復縁については支給されません。

¥ 40,000 円

※ 過去に結婚祝金給付を受けている場合 20,000 円

📄 結婚祝金請求書〔様式給第2号〕

📎 結婚の事実を証明する書類

例

婚姻届出受理証明書

⚠️ 姓が変わる場合

給付金の受取金融機関・口座は、結婚後の氏名で開設した口座を指定してください。

子どもが生まれたとき



出産祝金

育児関連図書

会員又は会員の配偶者が出産したとき、出産祝金を支給し、子育てに関する雑誌を無償配付します。

- ※ 「配偶者」には事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- ※ 死産の場合は家族弔慰金に該当することになります。

¥ 30,000 円

※ 同じ父母で第3子以降の子の場合1人につき20,000円加算

📄 出産祝金請求書〔様式給第3号〕

📎 出産の事実を証明する書類（医師または助産師の証明）

母子手帳の出生届出済証明のページ写し

- ※ 「子の保護者」欄も記入済のものに限ります。
- ※ 会員本人または会員の扶養家族に認定されている配偶者の出産の場合、「出生証明書」での証明も可。

⚠️ 同じ父母で第3子以降の出産の場合

第1子～当該子の分までの「母子手帳の出生届出済証明のページ写し」を添付してください。

📎 育児関連図書配付確認書

子どもが入学したとき



入学祝金

会員の子が小学校又は中学校に入学したとき、入学祝金を支給します。

※ 会員と同居の子に限ります。

④ 次の要件に該当する額

学校種別	支給金額
小学校	20,000 円
中学校	30,000 円

⑤ 入学祝金請求書〔様式給第4号〕

⑥ 子が会員の扶養家族に認定されていない場合

会員と同居の子であること及び子の生年月日が確認できる書類（母子手帳の写しは不可）

会員と入学者の住民票

or

住民票記載事項証明書

- ※ 子と会員の氏名、世帯主及び続柄が省略せず記載されたもの
- ※ 子が会員の扶養家族に認定されている場合、添付書類は不要です。

節目を迎えたとき



永年在会祝金

一般職の会員の会員期間が引き続き20年、30年、40年に至ったとき
特別職の会員の会員期間が引き続き8年、12年、16年に至ったとき
永年在会祝金を支給します。

④ 次の要件に該当する額

会員期間	支給金額
一般職 20年 / 特別職 8年	30,000 円
一般職 30年 / 特別職 12年	50,000 円
一般職 40年 / 特別職 16年	50,000 円

⑤ 永年在会祝金請求書〔様式給第5号〕

⑦ 一般職から引き続き特別職になった会員

引き続き会員期間と特別職としての会員期間のいずれか早い年数に至ったときとなります。

会員でなくなったとき



せん別金

会員特別給付金

会員の資格を失ったとき、せん別金・会員特別給付金を支給します。

せん別金

① 平成 24 年 4 月以降に資格取得した会員

会員期間 (年数)	支給金額	会員期間 (年数)	支給金額
5 年以上 10 年未満	10,000 円	20 年以上 25 年未満	40,000 円
10 年以上 15 年未満	20,000 円	25 年以上 30 年未満	50,000 円
15 年以上 20 年未満	30,000 円	30 年以上	60,000 円

② 平成 24 年 3 月 31 日以前に資格取得した会員

① 旧せん別金制度により算出した平成 24 年 3 月 31 日現在のせん別金の額 + ② 平成 24 年 4 月 1 日を起算日とした 1 (新せん別金制度)により算出したせん別金の額

①の額が 60,000 円を超えるとき ①の額

※ ①+②の上限額は 60,000 円

④ せん別金請求書 [様式給第 6 号]

⑤ 不要 ※ (特別職及び理事長が指定する者のみ) 給料異動事項記載の履歴書

会員特別給付金

⑥ 次の要件に該当する額

1	満 44 歳以上の会員が銀婚慶祝記念品を受けることなく会員の資格を失ったとき 会員期間 1 年ごとに 1,000 円 (特別職は 2,000 円) [上限 20,000 円]
2	会員が結婚祝金及び出産祝金を受けることなく会員の資格を失ったとき 会員期間 1 年ごとに 1,000 円 (特別職は 2,000 円)
3	会員期間が 10 年以上 (特別職は 4 年以上)の会員が出産祝金を受けることなく会員の資格を失ったとき 会員期間 1 年ごとに 500 円 (特別職は 1,000 円)

※ 2 及び 3 の重複請求はできません。

④ 会員特別給付金請求書 [様式給第 6 号の 2]

⑦ 以前に会員期間がある場合通算します

※ 過去に会員特別給付金を支給されているときは、会員期間を通算して算出した額から過去に支給された額を控除した額とします。

不幸があったとき



弔慰金

家族弔慰金

会員（会員の家族）が死亡したとき、弔慰金（家族弔慰金）を支給します。

※元会員が資格喪失後3ヵ月以内に死亡したときを含みます。

④ 次の要件に該当する額

弔慰金	会員本人が死亡したとき	100,000 円
家族弔慰金	1 会員の配偶者が死亡したとき	100,000 円
	2 扶養家族が死亡したとき（2を除く）	30,000 円
	3 同居の子及び父母が死亡したとき（3を除く）	30,000 円
	4 同居の家族が死亡したとき（2・3を除く）	20,000 円

※ 配偶者には、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

※ 会員の扶養家族で、後期高齢者医療制度の対象となった者はその時点で扶養家族の取消となります。

⑤ 弔慰金・家族弔慰金請求書〔様式給第7号〕

⑥ 死亡の事実を証明する書類

例

住民票除票

or

死亡診断書

or

死体埋（火）葬許可証

⑥ 会員と死亡者の続柄・死亡当時、会員と同居していた事実が確認できる書類

弔慰金

遺族の順位を証明する書類

同順位者が2名以上のとき

代表請求者の選任届

請求者が未成年者（既婚者は除く。）のとき

未成年者の後見人の同意書

家族弔慰金

死亡者と同居の事実を証明する書類 ※ 死亡者が扶養家族に認定されている場合は不要

同居等に関する証明(願)書

(様式給第7号の2)

災害にあったとき



非常災害見舞金

水震火災その他の非常災害により、その住居及び家財に損害を受けたとき、非常災害見舞金を支給します。

※「罹災の程度」は共済組合の災害見舞金の定義と同様です。

④ 次の要件に該当する額

罹災の程度	支給金額
住居及び家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。	50,000 円
住居及び家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。 住居又は家財の全部が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。	40,000 円
住居及び家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。	30,000 円
住居又は家財の3分の1以上が焼失し、滅失し、又は同程度の損害を受けたとき。	20,000 円
浸水によって平屋建ての家屋（家財を含む。）が損害を受け、その認定が困難なとき。	床上120cm以上 30,000 円
	床上30cm以上 20,000 円

⑤ 非常災害見舞金請求書〔様式給第8号〕

⑥ 災害見舞金支給調査書

よくあるご質問 給付金全般

Q

請求書の様式はどこにある？



A

互助会ホームページを参照してください

HPでは、給付についてのご案内のほか、事業に関する最新情報を掲載しています。

Q

振込先に家族の口座を指定できる？



A

できません

弔慰金を除き、給付金の受け取りは会員本人の口座のみとなります。

Q

請求書に添付する書類は原本じゃないとダメ？



A

コピーでOKです

すべてコピーで問題ありません。請求書にクリップ留めで提出してください。

Q

請求もれがないか心配履歴が知りたい



A

お問い合わせください

互助会まで直接お電話・メールでご連絡いただければ回答します。

長期療養したとき



長期療養会員見舞金

会員が病気又は負傷により引き続き勤務に服することができなかった期間（療養期間）が30日以上あったとき、長期療養会員見舞金を支給します。

※「療養期間」当該期間の初日から勤務に服することとなった日の前日までの期間

④ 次の要件に該当する額

療養期間	支給金額
30日以上 90日未満	10,000円
90日以上 180日未満	20,000円
180日以上	30,000円

⑤ 長期療養会員見舞金請求書〔様式給第9号〕

⑥ 療養期間を証明する書類

例

出勤簿の写し

療養期間の初日と復職日を確認します

例：療養期間が7月20日から8月31日までの場合
出勤簿の写しは7・8・9月分を提出してください。

⑦ 同じ病気で再び療養したとき

※ 既に長期療養会員見舞金の支給を受けた療養期間の最終日の翌日から180日以内（除外期間）に同一の病気又は負傷により、新たに支給事由が生じた場合、新たに生じた支給事由に係る療養期間には、除外期間中の勤務に服することができなかつた期間は含みません。

婚姻届出以後24年を経過したとき



銀婚慶祝記念品授与

会員期間中に婚姻届出以後24年を経過した会員に対し、銀婚慶祝として40,000円程度の記念品を贈呈し祝福します。

④ 40,000円程度の記念品

※ 日本旅行、JTB、農協観光及び近畿日本ツーリストの旅行券又はギフトカード

⑦ 本年度の対象者

平成9年1月1日から平成9年12月31日までに結婚（届出）された方
※ 8月、2月の年2回に分けて所属所を通じて該当者の調査を行います。

⑦ ご夫婦ともに会員である場合

それぞれに記念品を贈呈します